

## 公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成 1 8 年 9 月

評価対象（事業名）	病院における患者等の食事の提供者認定講習	
担当部局・課	主管部局・課	医政局経済課
	関係部局・課	

## 1. 事業の内容

## (1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	1 0	患者の多様なニーズ等に対応した医療関連サービスの提供を促進すること
	I	患者の多様なニーズや医療機関経営上のニーズに対応した医療関連サービスの適切な提供を促進すること

## (2) 事業の概要

事業内容（委託・推薦）
<p>病院が、患者等に提供する給食の調理業務を委託する場合には、委託先が一定の基準に適合していることが必要であり、当該基準の一つとして、厚生労働大臣が認定した「財団法人医療関連サービス振興会指定患者給食受託責任者資格認定講習」を修了した者等が受託業務の責任者として受託業務を行う場所に置かれていることとしていた。</p>
関連公益法人名
(社) 日本メディカル給食協会

## 2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析
<p>改正前の医療法施行規則第9条の10第1号において、病院における患者等の給食は、安全で安心な医療関連サービスを提供する観点から非常に重要なものであり、調理業務の委託先について一定の水準を確保するため、当該委託先の責任者となる者(受託責任者)が、講習等を受講することにより、衛生管理、栄養管理等の病院給食について必要な知識及び技術を習得する必要があることとされていた。</p> <p>また、同講習については、高い公益性が求められるため、本来的には国が行うことが望ましいが、これを国が実施するには相当程度の負担が伴い、行政の効率化に反することから、厚生労働大臣が一定の要件を満たす講習を認定することにより、効率的な運営を図るとともに、質の高い受託責任者を養成するための専門的な講習を実施してきたところである。</p>

しかし、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）において、同講習について、必置資格としての位置付けを撤廃し、当該推薦を廃止するとされたこと、特定の民間事業者が実施する講習等について国が推薦等を行うことは、差別化を助長するおそれがあること、また、同講習は受講者が非常に多く、全国各地で講習の需要が生じていること等を鑑み、同講習について、受講者に対する資格付与を廃止するとともに、同講習を認定し、国からの推薦を与えることを廃止した。

なお、同講習の必置資格としての位置付け及び国からの推薦を廃止する代わりに、先般、医療法施行規則第9条の10及び関係通知を改正し、受託責任者が備えるべき知識及び経験等受託責任者に必要な要件を明確に規定したところであり、これにより、引き続き患者等給食業務の委託の水準を確保することとしている。

(受講者数)

平成14年度：1, 755人

平成15年度：1, 746人

平成16年度：2, 159人

平成17年度：2, 265人

評価結果（事務・事業の必要性）

講習のより適切な運営を図るため、特定の講習を必置資格として位置付け、推薦することを、平成17年度限りで廃止したところである。

### 3. 特記事項

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）において、同講習について、必置資格としての位置付けを撤廃し、当該推薦を廃止するとされた。